

在宅医療について

1. 在宅医療の現状等について
2. 小児の在宅医療について
 - 2-1 緊急往診加算について
 - 2-2 在宅がん医療総合診療料について
3. 救急搬送診療料について
4. 論点

往診の評価について

○ 往診料 720点

➤ 患者又は家族等患者の看護等に当たる者が、保険医療機関に対し電話等で直接往診を求め、当該保険医療機関の医師が往診の必要性を認めた場合に、可及的速やかに患家へ赴き診療を行った場合の評価。

※ 定期的ないし計画的に患家又は他の保険医療機関に赴いて診療を行った場合には算定できない。

往診料の加算について

点数

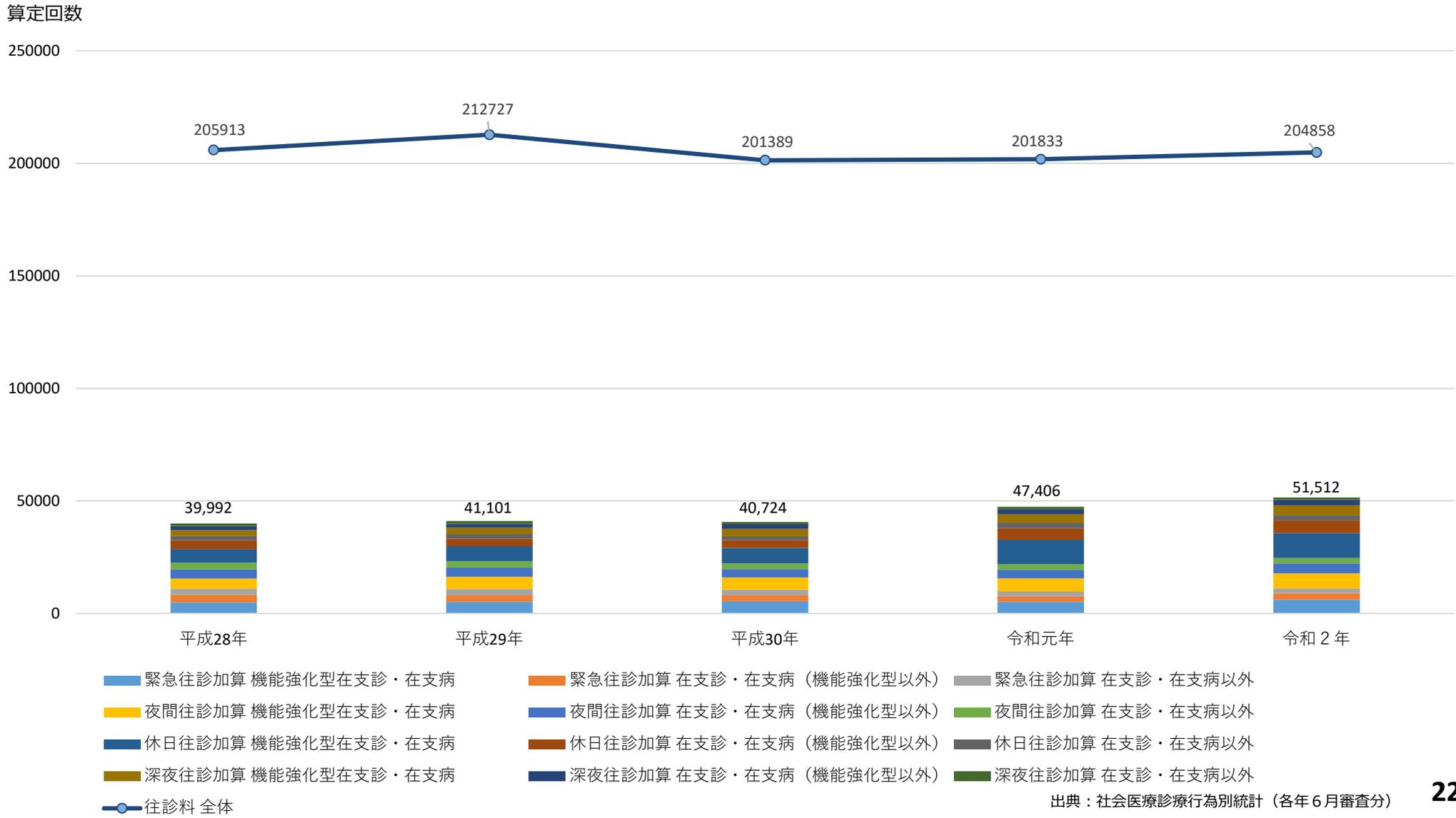
	機能強化型在宅療養支援診療所・病院		左記以外の在宅療養支援診療所・病院	在宅療養支援診療所・病院以外
	病床あり	病床なし		
緊急往診加算	850	750	650	325
夜間・休日往診加算	1,700	1,500	1,300	650
深夜往診加算	2,700	2,500	2,300	1,300

要件

	時間帯	その他の要件
緊急往診加算	標榜時間内であって、入院中の患者以外の患者に対して診療に従事している時（概ね午前8時から午後1時）	往診の結果、急性心筋梗塞、脳血管障害、急性腹症等が予想される場合
夜間・休日往診加算	午後6時から午前8時／日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日	-
深夜往診加算	午後10時から午前6時	-

往診料等の算定回数

○ 往診料と、往診料の加算のうち緊急に行う往診の加算（緊急往診加算）、夜間・深夜・休日の加算（夜間往診加算、深夜往診加算、休日往診加算）の算定状況は以下のとおり。



緊急の往診について

○ 緊急往診加算については、「往診の結果、急性心筋梗塞、脳血管障害、急性腹症等が予想される場合」に算定できるとされているが、小児においては、これらの状態には当てはまらない、「急性の呼吸不全やけいれん」など、成人と違った理由により緊急の往診が必要となる場合がある。

小児において緊急の往診が必要となる病態のうち、多いもの(例)

- 急性の呼吸不全（呼吸器使用中の患者や酸素使用の患者の低酸素状態等）
- 嘔吐
- けいれん
- 発熱

出典:さいわいこどもクリニック 宮田章子医師

小児における緊急往診が必要となる病態の主訴

